

(仮称) 鳥取西部風力発電事業

環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

平成30年4月

合同会社 NWE-09 インベストメント

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催.....	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数.....	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握.....	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの提出意見の概要とこれに対する事業者の見解.....	5

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1か月間縦覧に供するとともに、インターネット利用により公表した。

(1) 公告の日

平成30年2月9日（金）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

平成30年2月9日（金）付けの次の日刊新聞紙で公告を実施した。（別紙1参照）

- ・日本海新聞（日刊）

※平成30年2月18日（日）、2月24日（土）、2月25日（日）、3月2日（金）、3月3日（土）及び3月4日（日）に開催した説明会についての公告を含む

② 地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ（別紙2-1参照）

以下の広報誌によるお知らせ実施した。

- ・広報ほうき（No.158 2018年2月号）
- ・町報こうふ（No.563 2018年2月号）
- ・広報ひの（No.647 2018年2月5日号）
- ・広報なんぶ（No.161 2018年2月号）

③ 県及び事業者のウェブサイトへの情報掲載

下記のウェブサイトに情報が掲載された。

- ・鳥取県のウェブサイト（別紙2-2参照）

<http://www.pref.tottori.lg.jp/>

- ・当社のウェブサイト（別紙2-3参照）

<http://nwe-09-wind.co.jp/>

(3) 縦覧場所

自治体庁舎 12 か所において縦覧を行った。また、当社のウェブサイトにおいて、インターネットを利用した公表を行った。

① 自治体庁舎での縦覧

- ・鳥取県庁 本庁舎（鳥取県鳥取市東町 1 丁目 220）
- ・鳥取県西部総合事務所 糀町庁舎（鳥取県米子市糀町 1 丁目 160）
- ・鳥取県西部総合事務所 日野振興センター（鳥取県日野郡日野町根雨 140-1）
- ・伯耆町役場 本庁舎（鳥取県西伯郡伯耆町吉長 37-3）
- ・伯耆町役場 溝口分庁舎（鳥取県西伯郡伯耆町溝口 647）
- ・江府町役場 本庁舎（鳥取県日野郡江府町大字江尾 475）
- ・江府町役場 山村開発センター（鳥取県日野郡江府町江尾 502）
- ・江府町立図書館（鳥取県日野郡江府町江尾 1944-2）
- ・日野町役場 本庁舎（鳥取県日野郡日野町根雨 101）
- ・日野町役場 黒坂支所（鳥取県日野郡日野町黒坂 1243-1）
- ・南部町役場 法勝寺庁舎（鳥取県西伯郡南部町法勝寺 377-1）
- ・南部町役場 天萬庁舎（鳥取県西伯郡南部町天萬 558）

② インターネットの利用による公表

- ・当社のウェブサイトにおいて、方法書及び要約書を公表した。（別紙 2-4 参照）

(4) 縦覧期間

平成 30 年 2 月 9 日（金）から平成 30 年 3 月 12 日（月）までとした。

自治体庁舎では、土曜日、日曜日及び祝日を除く各庁舎の開庁時間内とした。

インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、常時アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は 14 名であった。

（内訳）鳥取県庁本庁舎	: 1 名
鳥取県西部総合事務所 日野振興センター	: 1 名
伯耆町役場 本庁舎	: 2 名
伯耆町役場溝口分庁舎	: 3 名
日野町役場 本庁舎	: 2 名
南部町役場 法勝寺庁舎	: 1 名
南部町役場 天萬庁舎	: 1 名
意見書の郵送	: 3 名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、当社は方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。（別紙1参照）

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

【伯耆町】

- ・ 開催日時：平成30年2月18日（日） 13時30分から15時30分
- ・ 開催場所：伯耆町立溝口公民館（鳥取県西伯郡伯耆町溝口652-1）
- ・ 来場者数：26名

【日野町】

- ・ 開催日時：平成30年2月24日（土） 13時30分から15時15分
- ・ 開催場所：日野町山村開発センター（鳥取県日野郡日野町根雨101）
- ・ 来場者数：4名

【江府町】

- ・ 開催日時：平成30年2月25日（日） 14時00分から15時00分
- ・ 開催場所：江府町防災・情報センター（鳥取県日野郡江府町江尾1944-2）
- ・ 来場者数：4名

【南部町】

- ・ 開催日時：平成30年3月2日（金） 19時00分から20時15分
 - ・ 開催場所：馬佐良公民館（鳥取県西伯郡南部町馬佐良346-1）
 - ・ 来場者数：13名
-
- ・ 開催日時：平成30年3月3日（土） 13時30分から15時00分
 - ・ 開催場所：東長田青年の家（鳥取県西伯郡南部町中223-1）
 - ・ 来場者数：6名
-
- ・ 開催日時：平成30年3月4日（日） 13時30分から15時00分
 - ・ 開催場所：南部町総合福祉センターいこい荘（鳥取県西伯郡南部町浅井938）
 - ・ 来場者数：7名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成30年2月9日（金）から平成30年3月26日（月）までの間
(縦覧期間及びその後、14日間とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた（別紙3参照）
①縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
②当社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は10通であり、環境の保全の見地からの意見は52件であった。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの提出意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、当社に対して提出された環境の保全の見地からの意見は52件であった。それに対する当社の見解は表のとおりである。

**第2-1表 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解
(意見書1)**

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>1. 同事業に関する「環境影響評価方法書」を縦覧したところ、膨大なページ数の大冊であり、一読再読しても容易に理解することあたわず、(有識学者等は可能か)また記憶することも不能によって、咀嚼理解するために、複写を申し出たところ、著作権の厳重な保護対象であるゆえに、複写等々を厳重拒否とのことであった。</p> <p>よって表記事業に対する容認・異議について『関係地元住民』としての意見を具申する道は絶たれだと認識しました。</p>	<p>貴重なご意見をありがとうございます。縦覧方法及び資料の複製等に関して、ご希望に沿わない形での対応となつたことについて、お詫び申し上げます。</p> <p>図書の縦覧方法等を検討するに当たっては、地域の皆様をはじめ、全国の皆様がご覧いただけるようにインターネット等でも公開する資料であることで、当社の知り得ない範囲での再配布等が発生する場合も考慮し、複製等をご遠慮いただく方針といたしました。一方で、この影響で、図書の利用の利便性が低下しているものと認識しております。</p> <p>当然、地域の皆様には当社の事業についてご理解頂かなければ、事業化はできないものと考えておりますので、今後、情報提供の方法については検討して参ります。</p>
2	<p>2. 本来なれば同方法書は関係地区地元住民の理解の資料として配付または回覧に供すべきが適当なるに、住民には理解の必要なしとの貴社の基本社是姿勢の現れとも推察しました。</p> <p>つまり地域住民は『無知蒙昧な民』『理解させるに及ばず』との農民蔑視の思潮にも拝察できるのであります。</p>	<p>具体的には、今後、環境影響評価における法定の説明会に加え、地域への説明会の機会を設け、その中で地域の皆様のご意見を頂戴したいと考えております。今回頂いた、縦覧方法等に関する意見についても、社内で内容を検討し、可能な範囲で対応できればと考えております。</p>
3	<p>3. 上記2点によって貴社が、平易に地区住民の常識者多数者に精読理解の機会を与えられるまで当方の同事業に対する協力・反対の姿勢は保留いたします。</p>	
4	<p>4. 余談ながら、一読三読しても同方法書には本件該当地区を「選定した根拠」が掲載されていません。最肝要な『根拠理由』を欠落するのは何ゆえであるか不思議に思った次第であります。</p>	<p>当該地区の選定根拠について記載が不足しており失礼いたしました。</p> <p>計画地の選定根拠については、事業性の観点からは以下の点が主たる要因です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既設の変電所、送電網の位置関係より、中国電力への連系点が近傍に存在する。 ・既存の風況シミュレーション資料等により、尾根上が風力発電事業にとって好風況である可能性があつたため。 <p>上記以外にも、風車の搬入に必要な既存の道路が整備されていること等が、既存資料において明らかとなったことも挙げられます。</p>
5	<p>追記. 上記「著作権」が不特定多数の一般国民ならいざ知らず、表記事業の関係地元地区住民に及び抵触するとは思いもよらぬ案件であり、後学のためにお示しいただければ有り難い次第であります。以上</p>	<p>環境影響評価において縦覧に供する図書については、地区にお住いの皆様だけでなく全国の皆様に対して公開する資料という実態に鑑み、一律に同様の縦覧方法といたしました。</p> <p>今後、環境影響評価における法定の説明会に加え、地域への説明会の機会を設け、その中で地域の皆様より図書の内容の複製等のご要望を頂きましたら、当社内で検討してできる限り対応できればと考えております。</p>

(意見書 2)

No.	意見の概要	事業者の見解
6	伯耆町へのメリットは何が挙げられますか？	<p>工事に従事される方が周囲で食事や宿泊することもあり地域の活性化につながります。また、設備を維持管理するためには技術者や草刈り等のメンテナンスのための人員が必要であり、雇用の創出が可能です。</p> <p>ただし、上記はあくまでも一例であり、地域の皆様との対話を通して、皆様の意見を聞きながら地域の課題に対応できるような貢献策を検討していく、皆様にとって多くのメリットを創出できるように検討して参ります。</p>

(意見書 3)

No.	意見の概要	事業者の見解
7	<p>1. 伯耆町福居、藤屋集落では 10 数年前より県道、西伯根雨線沿いの南部町と隣接する峠に桜広場を作り、部落民により管理手入れを行いようやく花を付ける様になった。</p> <p>大山の眺望が良四季を通じて楽しめると待っていたが、風車によりこの眺望がだいなしになる。</p>	<p>大山の眺望景観につきましては、影響を極力低減するよう配置等を検討して参ります。</p> <p>ご意見の桜広場の眺望景観につきましては、計画地との位置関係や可視可能性を把握のうえ、影響が生じる可能性が見込まれる場合には、調査・予測を行い、影響を低減するための方策を検討致します。</p>
8	<p>2. 今回の超大型風車の計画により 24 時間騒音あるいは低周波による人体、自然環境への影響が心配される。</p> <p>建設されると思われる地点が、極近くに人家がある。</p>	<p>環境影響評価においては、騒音及び低周波音の影響に関して、調査、予測及び評価を行います。</p> <p>ご意見のようなご心配の声を頂戴したことを念頭に、計画地の周囲にお住いの皆様に対しては丁寧な説明を心がけ、事業に対してご理解いただけるよう当社として努力して参ります。</p>
9	<p>3. 藤屋川、須鎌川周辺はホタルの生息地で沢山のホタルを見る事が出来る。工事及び裸地が出来る事により河川への土砂の流入が懸念され、食糧となるころ貝の生息が困難など恐れがある。</p> <p>野上川及びその支流もホタルが多く生息する。</p>	<p>工事の際の濁水対策については、事業実施に係る重要事項として認識しております。適切な濁水対策を講じることで、河川への影響を最小限に留め、ホタル類の生息状況への影響が及ばないよう留意して参ります。</p>
10	<p>4. 工事、設置により自然環境が変化し、中型動物、イノシシ、シカ等が里に降りて、農作物及び人家への被害拡大が心配される。</p>	<p>現地調査においては、風力発電設備等が設置される可能性がある尾根部やその周辺部も含め、野生動物の生息状況も記録致します。また、風力発電機の稼働と害獣の行動に係る知見は現時点では認められませんが、今後も最新の知見の収集に努め、適切に対応してまいりたいと考えております。加えて、事業実施による山地の改変についても、施工方法等を工夫するなどし、改変される面積を最小化させる等、極力影響が低減されるよう努めて参ります。</p>
11	<p>5. オオサンショウウオの生息がおびやかせる。</p>	<p>オオサンショウウオの生息環境である河川について直接改変は行いません。影響が及ぶ可能性が考えられるものとしては、工事の際の濁水等が考えられます。濁水対策については事業実施に係る重要事項であると認識しております。適切な濁水対策を講じることで、河川への影響を最小限に留め、オオサンショウウオの生息状況への影響が及ばないよう留意して参ります。</p>
12	<p>6. 二部地区での説明会を希望する。</p>	<p>今後、地域への説明会の開催を予定しています。</p> <p>計画地の周囲にお住いの皆様に対しては丁寧な説明を心がけ、事業に対してご理解いただけるよう当社として努力して参ります。</p>

(意見書 4)

No.	意見の概要	事業者の見解
13	<p>「大山」は靈峰として、古くからこの地域（鳥取県西部）に住む人々にとって信仰の対象であった。加えて、近代にいたって、観光の対象として遠方からも人々を引きつける貴重な資源となっている。</p> <p>従って、この大山の眺望をき損するようないかなる構造物も、地元住民に、精神的にも経済的にも悪影響を与え、看過できるものではない。このあたりを良く念頭に入れた調査を行われたい。（日野町にとり具体的には、明地峠からの大山の遠望の視野に入るものは認められない）</p>	<p>大山の眺望景観につきましては、ご指摘の視点を念頭において調査等を進め、影響を極力低減するよう配置等を検討して参ります。</p> <p>明地峠からの大山の眺望景観につきましては、明智展望台を眺望点として選定しておりますので、調査・予測のうえ、影響が生じる可能性が見込まれる場合には、影響を低減するための方策を検討致します。</p>

(意見書 5)

No.	意見の概要	事業者の見解
14	原子力発電に頼らないいろいろな発電事業に関心があるため、自然の力を利用する風力発電には、とても興味があります。大きさと景観に圧倒です。	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>当事業で採用予定の風力発電機は、実際に建設される場合には国内での陸上における最大規模となりますので、計画地の周囲にお住いの皆様に対しては丁寧な説明を心がけ、慎重に事業を進めて参ります。</p>
15	鳥の保護活動をしている立場からしますと、あまり環境を変えない方がいいです。もし事業をされるようでしたら、その地域の動植物に影響のないようにお願いします。特に野生の動植物の生態・習性を研究され、飛行経路や寝ぐらなどに充分配慮して下さい。その地域に以前から住んでおられる高齢の方々の意見や体験、思い、地域の特性などの聞き取りはとても参考になると思います。	方法書にお示ししたとおり、鳥類については一般鳥類、希少猛禽類、渡り時の飛翔経路といった様々な現地調査を実施し、対象事業実施区域及びその周辺における生息状況を把握致します。その結果を踏まえ、極力影響が低減されるよう、環境保全措置を検討してまいりたいと考えております。
16	風力発電を取り付けた箇所には、以前にあった動植物に大きな変化があるでしょうね。	

(意見書 6)

No.	意見の概要	事業者の見解
17	<p>平成 30 年 3 月に、「平成 30 年 2 月 鳥取県西部風力発電事業環境影響評価方法書」を閲覧致しました。当方からの意見書を、住民等からの意見の概要及び事業者の見解（意見書 9）にて掲載して頂き、見解及び解答を頂きましたこと御礼申し上げます。しかしながら、鳥取県西部における自然環境への影響について懸念を払拭する返答は見受けられず、南部町だけ設置予定地から外せれば良いという安直な方向性には極めて遺憾でございます。以下、項目別に意見・情報を記させて頂きます。</p> <p>(1) (意見書 9) 30 に対しての事業者の見解の内容について、「文献その他資料調査に『南部町のいきもの』(http://www.town.nanbu_totori.jp/ikimono)を入れております。」とありましたが、こちらが提示した情報は、野生生物データベースであります。「平成 25 年度『南部町希少動植物の保護保全業務』」で、</p>	情報ありがとうございます。教育委員会事務局に当該情報の照会も含め、確認させていただきます。

(表は次のページに続く)

(表は前のページの続き)

	<p>ファイルメーカーProにてまとめている6000件以上の野生生物の記録を提出しております。おおよそ平成16年から平成26年2月にかけての10年に渡るデータであり、教育委員会事務局にて閲覧可能です。今後の類似事業の折には、必須で確認して頂きたく存じます。本事業内で文献報告に加えられるのでありましたらご検討下さい。</p>	
18	<p>(2) (意見書9) 31に対しての事業者の見解の内容について、「南部町の範囲は風力発電機の設置予定範囲から除外しました。(中略) 以下貴重な動物に配慮するよう検討致します。」との見解に、南部町が環境省の「重要里地里山500」に町内全域指定を受けていることを踏まえれば、ごく当然の対応であり、そもそも国立公園エリアに隣接する大山山麓を含む、県西部の生物多様性度の高い緑地を風力発電事業の対象地とする方向性そのものを検討しなおすべきではないでしょうか。南部町のみを設置範囲から外しましたという文言には、生き物の移動についての捉え方があまりもの稚拙であると感じております。風力発電機の設置箇所の尾根について、町の境界線さえ伯耆町側にすればいいという変更の在り方に大きな違和感を覚えます。移動能力の高い野生生物にとって、自治体や都道府県の境目は無きものであり、別項でクマタカ生息地であることを触れている環境でもありますので、影響軽減を考慮した変更とは全く捉えることができません。鳥類、コウモリ類へのインパクトは、他の専門家のコメントでも、ゼロではない内容が見受けられましたので、南部町にさえ設置しなければ良いという計画は、包括した環境配慮への対応にはならないことをご認識下さい。</p>	<p>本事業では開発に伴う樹林地等の改変が発生致します。この観点からすれば、ご意見にもありますとおり、鳥類やコウモリ類へのインパクトがゼロというのは考えにくいと思います。この点について、まさに環境影響評価手続をおこなうことで、現地調査や事業に伴う影響を的確に予測及び評価して、環境影響を極力低減していく考え方です。</p> <p>また、現地調査においては、クマタカをはじめ、方法書にお示したとおり様々な分類群の動植物を調査して参ります。これらの結果を踏まえて、適切な環境保全措置を検討することで、環境影響が極力低減されるよう取り組んで参ります。</p>
19	<p>(3) 第3.1-21図～第3.1-23図等にて、ノスリ、ハチクマ、サシバ等の渡り経路の図示がございましたが、掲示されている地図では、渡りのルートから工事予定地が外れているから影響はないと受け止められる印象がございます。環境省の「鳥類等に関する風力発電施設設立地適正化のための手引き」では、あくまでも主要幹線路としての大まかなルートでの記載であり、脇道から合流するルートが入っていないことを踏まえて地図を読んで頂きたく存じます。また近年調査が進んでいるGPSロガーを使った渡りルートの研究もございますので、より細やかな情報を収集した上で、まつとうな配慮をして頂きたいと思います。</p>	<p>当該資料はあくまでも文献資料です。実際に、現地調査において、渡り時の移動経路を把握する調査を行い、対象事業実施区域及びその周囲における飛翔状況を把握して参ります。</p>
20	<p>(4) 猛禽類調査地点のステーション番号と地図を確認致しました。St.12までポイントを設置されていますが、これまで複数回クマタカの利用が確認されている東上地区金山集落にも定点を設置することを推奨いたします〔Google earthでは白い屋根の作業小屋が見える場所〕。本フィールドは、視野が全天に渡って広いことと、クマタカが鉄塔へパーティ・長時間居留したことも確認され、田んぼに</p>	<p>ご助言ありがとうございます。現地を確認させていただき、調査地点に加えるよう検討致します。</p>

(表は次のページに続く)

(表は前のページの続き)

	<p>隣接する斜面林のアカマツにも止まったことがあります、狩り場としても利用していることが伺われます。伯耆町側の尾根向こうへロストした飛翔経路もあり、町境を生活圏にしている可能性が極めて高いと考えられます。つきましては、St.13 を設置し、ブランドテントの利用や車内からの観測という形で、調査員の姿が見えにくいスタイルの定点に入られることを推奨致します。</p>	
21	<p>(5)今回閲覧させて頂いた「平成 30 年 2 月 鳥取県西部風力発電事業環境影響評価方法書」は、各種文献や専門家のコメントなどから、大型風力発電による環境へのインパクトが大きく、南部町及び伯耆町共に、特に文献調査では注視すべき野生生物が多数確認されていることが明らかになり、慎重にならざるを得ないことが読み取れます。残念ながら伯耆町側では、記録に残されているデータが少なく、住民からの意見も少数であり、今の段階でも情報共有が十分でないことが伺えますが、鳥取県西部全域の環境を加味すれば、伯耆町南部エリアに 30 基以上の大型風力発電が設置されることは、日野川水系にも土砂流出等で環境改変にもつながり、周辺自治体の野生生物にも間接的・直接的に悪影響が考えられ、伯耆町住民への健康被害も想定されるので、今一度本事業の正当性を見直して頂きたく存じます。またなぜ大型風力発電でなくてはならないのか、その根本的な理由が不明なままです。大型を建てるか建てないかの二者択一ではなく、小型風力発電の可能性も合わせて地域住民の安全と自然財産を優先する事業であってほしいと願っております。</p>	<p>現地調査においては、対象事業実施区域及びその周囲における哺乳類、鳥類、昆虫類、植物等、様々な動植物に係る調査を実施して、各種の生息状況を把握して参ります。特に、重要な種としてとりあげた種類については生息環境や位置等も記録致します。これらの調査結果に基づき、風力発電機の配置等を検討し、より環境影響が小さくなるよう、今後検討して参りたいと考えております。また、これらの現地調査結果等は準備書にて公表致します。</p> <p>また、現時点ではご指摘のように大型の 4.5MW 程度の風力発電機を想定しておりますが、安全性及び環境保全の観点から、重大な影響が予測された場合は事業計画の見直しも検討致します。</p>

(意見書 7)

No.	意見の概要	事業者の見解
22	<p>多様な動植物が反映している里山に、このような巨大な人工物を設置してはならない。</p> <p>すでに巨大風車が設置された地域では、騒音、低周波音、などで苦しめられている人々が存在する。</p> <p>また、雷撃、突風などで破壊される風車も続出している。そして、風車事故の原因を統計的にみると、雷や設計製作上のミスとともに「原因不明」が高率でみられる。すなわち、「風車発電」の技術は未だ未熟で未完成なものであり、とても実用段階にあるとは考えられない。</p> <p>このようなものを、私たちは受け入れることはできない。</p>	<p>環境影響評価の中では、御指摘のような騒音、低周波音、動物、植物等への影響についての影響を回避又は低減するための環境保全措置を適切に講じます。また、現地調査を踏まえて環境への影響を予測及び評価し、その結果を準備書において御説明致します。重大な影響が予測された場合は事業計画の見直しも検討致します。</p> <p>過去に国内の他事業において雷撃等によるブレードの破損等が生じた事例もあると認識しておりますので、地域の皆様にご迷惑をおかけしないよう、環境影響評価に係る調査と並行して、技術的な検討を進めて参ります。なお、設備の安全設計の観点で、御指摘のような雷撃や突風等に関する対策が求められます。雷撃に関しては、設備本体に影響を生じさせないような避雷対策を講じることが求められます。</p> <p>また、風力発電に関する技術は御指摘のように未成熟な部分もある一方、国内でも欧州等で先行する国の知見を取り入れながら進歩している分野でもあると考えております。</p> <p>ご意見のような御心配の声を頂戴したことを念頭に、計画地の周囲にお住いの皆様に対しては丁寧な説明を心がけ、事業に対して安心して頂けるよう当社として努力して参ります。</p>

(意見書 8)

No.	意見の概要	事業者の見解
23	<p>欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群として、コウモリ類と鳥類が懸念されており（バット&バードストライク）、その影響評価等において重点化されている。国内에서도すでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、不確実性を伴うものではなく、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。このことを踏まえて環境保全の見地から、本方法書に対して以下の通り意見を述べる。なお、本意見は要約しないこと。</p> <p>1.コウモリ類の高高度音声調査において、「専門家等B」の指示にある「風況観測塔」での調査を行わない理由を述べよ。</p>	<p>意見は要約せず記載します。</p> <p>現時点において既に設置済みである風況観測塔(1か所)については風況観測塔を利用した調査を実施いたします。</p> <p>また、樹高棒を併用することにより他の環境のデータも収集したいと考えております。</p>
24	2.樹高棒はしなりが多く、自立が困難で折れやすいが、なぜ樹高棒を使用するのか理由を説明すること。	樹高棒（逆目盛検査桿）はしなりがあるため、設置の際には樹木に沿って設置し、マイク部分が樹冠に到達するように致します。樹高棒を利用した調査を行った実績のある業者に、過去の同様の調査では折れたことはなく長期間（6ヶ月程度）設置したままでも特段の問題がなかったことを確認しております。そのため、樹高棒を使用する調査を行うこととした。
25	3.樹高棒を使用した各地点のマイク高(m)を記述すること。	準備書において、実際の各調査地点のマイク高(m)を記載致しますが、基本的には樹冠の高さ(10mから15m程度)となります。
26	4.樹高棒を樹木に接して設置すると、昆虫や葉のこすれ、風切り音などの雑音が多く混入され、コウ	樹高棒及び風況観測塔における調査を行った実績のある業者に、使用する予定の機材(SM4BATFS)

(表は次のページに続く)

(表は前のページの続き)

	モリ類の音声抽出が困難となる。すなわち「コウモリ類の活動量が少ない結果となる」。なぜ林内または林縁の地点を選んだのか理由を説明すること。	で実際に観測した例では風切り音や葉のこすれといった雑音は混入しておらず、昆虫の音とコウモリ類の音声とは区別可能であることを確認しています。そのため、コウモリ類の音声データの収集という観点では大きな問題にはならないものと考えております。また、林内や林縁の地点を選定した理由は、風力発電機が設置される場所が樹林地であることによります。
27	5.樹高棒による調査は周囲が開けた伐採地や草地などの場所で行うこと。	風力発電機が設置される可能性があるのは樹林地であり、風力発電機が設置される環境に近い場所での高空を飛翔するコウモリ類の生息状況を把握すべきと考え、地点を選定いたしました。
28	6.樹高棒による高高度調査を実施する場合は、風力発電機の設置予定範囲で実施すること。	方法書にお示ししたとおり、風力発電機の設置予定範囲で実施する計画としております。
29	7.高高度調査の期間（春から秋ではなく）を具体的に示すこと。	準備書において、具体的な調査期間を記載致します。
30	8.高高度調査は連続した期間で実施すること。	方法書にお示ししたとおり、高々度調査については春から秋にかけて連続観測する計画です。
31	9.今後もコウモリ類の専門家意見を取り入れ、十分な経験と知識を持った者による適切な調査を実施し、定量的な予測・評価を行うこと。	今後も、引き続きコウモリ類の専門家からの助言を得ながら適切に環境影響評価を進めて参ります。

(意見書 9)

No.	意見の概要	事業者の見解
32	■コウモリ類について 事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測や保全をしないようだが、「重要種以外のコウモリは死んでも構わない」と思っているのか?日本の法律ではコウモリを殺すことは禁じられているはずだが、本事業者は「重要種以外のコウモリ」について、保全措置をとらずに殺すつもりか?	方法書にお示しした手法により現地調査を実施し、コウモリ類の生息状況について把握致します。その結果を踏まえて、適切に影響を予測及び評価して参ります。
33	■バットストライクの予測は定量的に行うこと 表「調査、予測及び評価の手法(動物)」をみると、事業者はバットストライクの予測を「定性的」に行うようだが、事業者が行う「音声モニタリング調査(自動録音バットディテクターによる調査)」は定量調査であり、「定量的な予測手法及びマニュアルも存在」する。よってバットストライクの予測は「できる限り定量的」ではなく「必ず定量的」を行い、年間の衝突頭数を予測し、保全措置により何個体低減するつもりか、具体的な数値を示すこと。	現時点では、定量的に年間予測衝突数を算出するために標準化された方法は公表されていないものと考えておりますが、引き続き、国内における最新の科学的知見の収集に努めて参ります。
34	■バットディテクターによる調査について バットディテクターの探知距離は短く、地上からでは高空、つまりブレードの回転範囲の音声はほとんど探知できない。よって準備書には使用するバットディテクターの探知距離とマイクの設置方向(上向きか下向きか)を記載すること。なお「仕様に書いていない(ので分からない)」などと回答をする事業者がいたが、バットディテクターの探知距離は影響予測をする上で重要である。わからなければ自分でテストして調べること。	簡易的にテストを行い、その結果から探知距離を整理して準備書に記載致します。
35	■自動録音バットディテクターによる調査地点について 方法書によると「音声モニタリング調査地点」は「植生ごと」に設定しているが、以下の理由から不適切である。必ず風車設置予定範囲に設置すること。	方法書にお示ししたとおり、風力発電機設置予定範囲において音声モニタリング調査地点を設定しております。

(表は次のページに続く)

(表は前のページの続き)

	①自動録音バットディテクターによる調査の目的は、「植生（環境類型区分）ごとの生物相調査」ではなく、「風力発電機設置地点におけるコウモリの活動量」を求めるために実施する。 ②同一植生内であっても、コウモリの活動量は場所により異なる。	
36	■自動録音バットディテクターによる調査について 「音声モニタリング調査（自動録音バットディテクターによる調査）」と同時に、風速、気温、降雨量、霧の有無を記録し、コウモリの活動量との相関を調べること。	可能な範囲で気象条件についても把握に努め、コウモリ類の活動量との関係について、解析を行います。
37	■自動録音装置のマイク設置高について ブレードが回転するのは「樹冠より上空」である。よってバットディテクターのマイクは「樹冠付近」ではなく、必ず「樹冠より上」に設置すること。さらにマイクに反射板(Bat Hat)をつけて上空方向のみの音声を録音すること。	本事業の音声モニタリング調査に用いるバットディテクターについては、方法書に記載したとおり、樹高棒を樹冠部（樹冠より上）に設置する計画です。また、マイクには、反射板をつけて上空方向の音声を録音致します。
38	■バットディテクターによる調査時間について バットディテクターによる調査時間の記載がない。日没1時間前から、日の出1時間後まで毎日録音すること。	観察時間については、ご指摘の点に留意して実施致します。
39	■自動録音バットディテクターによる調査について 他の事業者による自動録音バットディテクター(SM4BATなど)による調査では、欠測が起きている。欠測が出た場合は、データを補完し、原因を記載すること。	音声モニタリング調査において欠測が出た場合には、原因について記載致します。
40	■「回避」と「低減」の言葉の定義について述べよ 配慮書への意見に対して、事業者の回答は、コピペであり論点がずれているので再度意見する。事業者らは「影響の回避」と「影響の低減」の言葉の定義を本当に理解しているのか。事業者らは、コウモリ類への保全措置として「ライトアップをしない」ことを掲げるはずだが、「ライトアップをしない」ことは影響の『回避』措置であり、『低減』措置ではない。「ライトアップしないこと」により「ある程度のバットストライクが『低減』された事例」は、これまでのところ一切報告がない。	「回避」及び「低減」については、「環境アセスメント技術ガイド 生物の多様性・自然との触れ合い」（一般社団法人 日本環境アセスメント協会、平成29年）に記載されているとおり、以下のように考えております。 回避：行為（環境影響要因となる事業における行為）の全体又は一部を実行しないことによって影響を回避する（発生させない）こと。 重大な影響が予測される環境要素から影響要因を遠ざけることによって影響を発生させないことも回避といえる。 低減：何らかの手段で影響要因又は影響の発現を最小限に抑えること、又は、発現した影響を何らかの手段で修復する措置。 引き続き、新たな知見を収集し、コウモリ類に対して負荷の少ない最善の保全措置について検討して参ります。
41	■回避措置（ライトアップアップ の不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これについて事業者は「ライトアップアップ をしない措置は、昆虫類の誘因を低減することが可能であると考えられることから、ひいてはコウモリ類の誘因の程度を低減できるのではないかと考えております」と述べたが、「コウモリ類の誘因の程度を低減できるのではないかと考えております」という主張は事業者の主觀に過ぎない。「ライトアップアップ をしないこと」はコウモリの保全措置として不十分である。	当該地域において、バットストライクがどの程度発生するかは、現在の知見では予測できないと考えております。引き続き新たな知見の収集に努め、「ライトアップを実施しない」措置も含め、順応的管理の考え方を取り入れつつ、事後調査の結果及び専門家の意見を踏まえながら、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じることにより、コウモリ類への影響の低減をはかって参ります。
42	■回避処置（ライトアップアップ の不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライク	

(表は次のページに続く)

(表は前のページの続き)

	<p>は発生している。これは事実だ。昆虫類はライトだけでなくナセルから発する熱にも誘引される。またナセルの隙間、ブレードの回転音、タワー周辺の植生や水たまりなどコウモリ類が誘引される要因は様々であることが示唆されている。つまりライトアップは昆虫類を誘引するが、だからといって「ライトアップをしないこと」により「コウモリ類の誘引を完全に『回避』できるわけではない。完全に『回避』できないのでバットストライクという事象、つまり「影響」が発生している。アセスメントでは影響が『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。よって、コウモリ類について影響の『低減』措置を追加する必要がある。</p>	
43	<ul style="list-style-type: none"> ■「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない 「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引きのP3-110～111には「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある。研究で「カットインをあげること」と「低風速時のフェザリング」がバットストライクを低減する効果があることが「すでに」判明しており、これが現時点で唯一の「適切なコウモリ類の保全措置(低減措置)」であることは明白な事実である。 	
44	<ul style="list-style-type: none"> ■コウモリ類の保全措置について 事業者は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりが本當にあるのだろうか?既存資料によれば、樹林から200mの範囲に風車を立てないこと(回避措置)、『カットイン風速を限られた期間と時間帯に高く設定し、低速時のフェザリングをすること(低減措置)』のみがコウモリの保全措置として有効な方法であることがわかっている。この方法は、事業者が「実施可能」かつ「適切な」、コウモリ類への環境保全措置である。 	
45	<ul style="list-style-type: none"> ■コウモリ類の保全措置を先延ばしにしないこと1 「国内におけるコウモリの保全事例が少ないので保全措置は実施しない(大量に殺した後に検討する)」といった回答をする事業者がいたが、仮に国内事例が少なかろうが、「適切な保全措置の実施」は可能だ。 	
46	<ul style="list-style-type: none"> ■コウモリ類の保全措置を先延ばしにしないこと2 そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。仮に「適切な保全措置を実施しないで(保全措置を先延ばしにして)コウモリを見殺しにしてよい」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べること。 	
47	<ul style="list-style-type: none"> ■「安全側」で「適切な保全措置」を実施すること 上記について事業者は「実際に何個体死ぬか仕組みがよくわからないから(適切な保全措置をせずに)事後調査して、本当に多数死んだらその時点で保全措置を検討する」などと論点をすり替えるかもしれないが、それは「事後調査」という名目の「実験」である。身勝手な「実験」でコウモリを殺すな。「コウモリを殺す前」から重点的に調査を行い、「安全側」 	ご意見を踏まえ、「安全側」で「適切な保全措置」を検討致します。

(表は次のページに続く)

(表は前のページの続き)

	で「適切な保全措置」を実施すること。	
48	<p>■「予測できない」ならば「保全措置をしなくてよいのか」</p> <p>事業者は配慮書への意見に対して「当該地域において、バットストライクがどの程度発生するかは、現在の知見では予測できないと考えます。そのため、順応的管理の考え方を取り入れ、事後調査の結果及び専門家の意見を踏まえながら、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じることにより、コウモリ類への影響の低減をはかってまいりたいと考えております」と回答した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.なぜ調査もしていない段階から、「予測できない」と言い切れるのか? 2.「予測できない」ならば、事業者は何のために「コウモリの現地調査」をするのか?事後調査ありき、ということを露呈したということか。 3.「現在の知見で予測できない」、ならば、なおさら重点的な現地調査が必要であろう。予測できるまで、コウモリの調査地点及び調査日数を増やすこと。 4.仮に100パーセントの確立で予測できない、としても、それがなぜ、「適切な保全措置」を、事後調査の後まで先延ばしにしてよい根拠になるのか。 5.「追加的保全措置を検討する」とあるが、具体的に何をどのように追加し、「コウモリ類への影響の低減を図る」のか詳細を述べよ。 6.「順応的管理を行う」とあるが、「順応的管理計画」についての具体的目標と中身を詳細に示すこと。行き当たりばったり、という管理計画ではないのか? 7.事業者は曖昧な記載をして、「適切な保全措置」をしないつもりではないのか? 	現時点では、国内において実際に衝突した事例と事前の飛翔頻度や周辺環境等の関係性について解析された事例はなく、実際の衝突数についての予測は困難であると考えます。
49	■コウモリ類の保全措置について 国内では2010年からバットストライクが報告されており(環境省自然環境局野生生物課、2010、風力発電施設バードストライク防止策実証業務報告書)、その後各地で報告がされている。また「鳥類等に関する風力発電施設設立地適正化のための手引き(環境省、2011)」にもコウモリ類の保全措置が記載されている。「国内でコウモリの保全措置が検討されはじめた」のは最近の出来事ではない。	現地調査を実施し、その結果や有識者の助言、最新の科学的知見を総合的に判断し、環境保全措置を検討致します。順応的管理の内容についても、もし万が一、顕著な衝突が確認された場合に、実際におきた衝突事例や衝突が起きた箇所や環境等を踏まえ効果的な内容を検討すべきものであるため、現時点での具体的な想定はお示しできないものと考えます。上述のとおり、適切に対応し、重要なコウモリ類の影響低減をはかって参ります。
50	■事後調査など信用できない コウモリは小さいので、死体はスカベンジャーに持ち去られてすぐに消失する。月2回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、科学的な根拠は乏しい。最新の科学的知見に従い、コウモリの保全措置を安全側で実施し、「その上で」科学的かつ透明性の高い事後調査を実施すること。	環境保全措置を適切に検討して参ります。また、事後調査は、最新の科学的知見や有識者の助言を参考に計画致します。
51	■意見は要約しないこと 意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。	ご意見は要約せず、全文公開いたしました。

(表は次のページに続く)

(表は前のページの続き)

	要約することで貴社の作為が入る恐れがある。事業者見解には、意見書を全文公開すること。	
--	--	--

(意見書 10)

No.	意見の概要	事業者の見解
52	風力発電により只でさえ臆病なオシドリが飛来しなくなるのではないかとの危機感を感じております。又風力発電器のプロペラに巻き込まれ死亡する鳥が多いとも聞いております。日野町の数少ない観光資源であるオシドリを守る方法や対策は考えておられますか。	オシドリについては、現地調査において、生息状況や飛翔高度や経路等、的確に把握致します。その結果を踏まえ、本種への影響が回避又は極力低減されるよう、環境保全措置を検討して参ります。

注：意見については原文を可能な限り踏襲したうえで、個人または事業者が特定される可能性のある記載を削除した。

○日刊新聞紙における公告

日本海新聞（平成 30 年 2 月 9 日（金）

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)鳥取西部風力発電事業環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催します。	
一、事業者の名称	合同会社 NWE-09 インベストメント
代表者の氏名	代表社員日本風力エネルギー株式会社 職務執行者アダム・ベルンハート・パリーン
事務所の所在地	東京都港区虎ノ門四丁目一番二十八号 虎ノ門タワーズオフィス十四階
二、事業の名称	（仮称）鳥取西部風力発電事業
五、総覧の場所・時間	風力発電所設置事業 発電設備出力最大十四万四千キロワット
三、対象事業実施区域	鳥取県伯耆町、江府町、日野町及び南部町
四、環境影響を受ける範囲	四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
六、意見書の提出	鳥取県伯耆町、江府町、日野町及び南部町 伯耆町役場（本庁舎及び溝口分庁舎、江府町役場本庁舎及び山村開発センター、 （郡町併合及び日野振興センター） 府町立図書館、日野町役場本庁舎及び 黒坂支所）、南部町役場 法勝寺庁舎及び 天萬庁舎、鳥取県厅（本庁舎生活環境部 環境立県推進課）、鳥取県西部総合事務所 （郡町併合及び日野振興センター）
七、住民説明会の提出	平成三十一年三月十九日（月）まで 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地 からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見・意見の理由 を含む）を記入のうえ、縦覧場所に備え付けておられます意見 書箱にご投函ください。平成三十一年三月二十六日（月）までに 問い合わせ先へ郵送ください。（当日消印有効）
八、問い合わせ先	七、住民説明会の開催を予定する日時及び場所 一、伯耆町立溝口公民館（鳥取県西伯郡伯耆町溝口六五二-1） 二、日野町山野開発センター（鳥取県日野郡日野町根雨〇一） 三、江府町防災情報センター（鳥取県日野郡江府町江尾一九四四-1） 四、馬佐良公民館（鳥取県西伯郡南部町馬佐良三四六-1） 五、東長田青年の家（鳥取県西伯郡南部町中一二二三-1） 六、南部町総合福祉センター（鳥取県西伯郡南部町浅井九二八） 八、問い合わせ先 日本風力エネルギー株式会社 〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目一一番二十八号 虎ノ門タワーズオフィス十四階 電話〇三（六四五二）九六九三（担当）高山
電子縦覧	http://nwe-09-wind.jp/
期間	平成三十一年二月九日（金）から ※いずれも、土・日・祝日を除く開庁時

○地方公共団体の広報誌によるお知らせ
・広報ほうき（No.158 2018年2月号）

Information

スポーツ安全保険に加入しよう

スポーツ・文化・ボランティア活動などの団体活動に最適な保険です【4人以上】

保険料 子ども・保護者（スポーツ活動を行わない大人）800円

大人・指導者（64歳以下）1,850円など

保険期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日
補償額 通常800円の場合

死亡	2,000万円
後遺障害	最高3,000万円
入院（日額）	4,000円
通院（日額）	1,500円（30日が限度）

＊上記に加え、略傷責任保険・突然死葬祭費用保険も付帯されます

問い合わせ先

スポーツ安全協会鳥取県支部 TEL:0857-28-1288
総合スポーツ公園 TEL:0859-68-3775

産業カウンセラーによる こころの相談会

過重労働やメンタルヘルス不調など、労働者やその家族が抱える悩みや不安の軽減、解決の糸口を見つける手助けをするため、産業カウンセラーによるこころの相談会を開催します。

「(仮称)鳥取西部風力発電事業 環境影響評価方法書」意見募集

合同会社NWE-09インベストメントが、伯耆町、江府町、日野町で計画している風力発電事業の環境影響評価方法書を綴載します。

この方法書に対する意見のある人は意見書を提出することができます。地域の皆様からのご意見をお寄せください。

＊合同会社NWE-09インベストメントは、日本再生可能エネルギー株式会社及び日本風力エネルギー株式会社の関連会社として、風力発電所の運用を行うために設立された特別目的会社です。

綴載書類 (仮称) 鳥取西部風力発電事業

環境影響評価方法書

綴載場所 地域整備課、分庁総合窓口課

綴載期間 2月9日（金）～3月12日（月）

意見書 綴載場所にある意見書に氏名、住所、意見を記入して、意見書箱に投函

※意見書に記入する際は、今後の環境調査、環境影響の予測及び評価の方法を取りまとめたものです。

問い合わせ先 日本風力エネルギー株式会社
TEL:03-6452-9693

**(仮称) 鳥取西部風力発電事業
環境影響評価方法書の総覧について**

合同会社NWE-09インベストメントが江府町、伯耆町、日野町において計画している風力発電事業に関して、今後の環境調査、予測及び評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を以下の通り総覧し、ご意見を受け付けてあります。

※合同会社NWE-09インベストメントは、日本再生可能エネルギー株式会社及び日本風力エネルギー株式会社の関連会社として、風力発電所の運用を行うために設立された特別目的の会社です。

●総覧書類

(仮称)鳥取西部風力発電事業 環境影響評価方法書

●総覧場所

江府町役場(本庁舎及び山村開発センター)、江府町立図書館

●総覧期間

平成30年2月9日(金)～3月12日(月)

●意見書

意見書及び意見書箱は総覧場所に設置しております。また、意見書は当社ホームページよりダウンロードが可能です。

意見書の締切日：平成30年3月26日(月)

※郵送の場合は、当日消印有効

【本件のお問い合わせ先】

会社名：日本風力エネルギー株式会社
住所：〒105-0001東京都港区虎ノ門4-1-28
虎ノ門タワーズオフィス14階
担当：高山寛(電話番号：03-6452-9693)

西部総合事務所生活環境局

電話：0859-31-9320

※家きん(鶴、あひる、うづら、ホコホコチョウ等)
の場合は西部家畜保健衛生所(☎0859-62-0140)
にご連絡ください。

**第28回因伯シルバーフェスティバル
出場者募集**

スポーツや文化活動を通じて、鳥取県内の高齢者同士の輪を広め、健康と仲間づくり、生きがいづくりを促進すると共に、第29回全国健康福祉祭ながさき大会の派遣選手選考会として開催します。

応募資格：鳥取県に在住する60歳以上の方
(昭和34年4月1日以前生まれの方)

競技：卓球、テニス、ソフトテニス、ソフトボール、ゲートボール、ペターン、ゴルフ、弓道、グラウンド・ゴルフ、団碁、将棋、健康マージャン

開催日時：平成30年5月中旬

開催場所：鳥取県東部地区を中心に開催予定

募集方法：所定の参加用紙に必要事項を記入し、
FAX又は郵送で申し込みください。
(詳しい募集要項等は鳥取県社会福祉協議会にご確認ください。)

募集締切：平成30年4月20日(金)

【申込み・問い合わせ先】

〒689-0201 鳥取市伏野1729-5

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会

電話：0857-59-6332

ホームページは [鳥取ことぶきネット](#) で検索

【総務課からのお知らせ】

中海テレビ相談会を開きます

次の日程で相談会を開きます。中海テレビへの加入、サービスやインターネットのちょっとした疑問、困りごとに関するお問い合わせにお答えします。お気軽にご相談ください。

日時および場所 ▼2月14日(水)、山村開発センターロビー▼

2月25日(日)、山村開発センターロビー▼3月5日(月)、町公民館ロビー▼3月11日(日)、町公民館ロビー ※時間は、いずれも午前8時30分～午後3時

出張！弁護士相談

鳥取弁護士会では、日野郡3町で毎月1回弁護士相談会を開いています。お気軽にご相談ください。

日時 2月23日(金) 午後2時～午後5時

場所 山村開発センター・小会議室
相談料 無料※ただし、事前申し込みが必要です。

その他 月ごとに開催町が変わります。日南町や江府町で開催される場合も利用できます。

申込みおよび問合せ先 鳥取県弁護士会(電話0859-23-5710)、役場総務課(電話72-0331)

【そのほかのお知らせ】

**小さな掛け金・大きな補償
スポーツ安全保険**

スポーツ安全保険は、スポーツや文化、ボランティア活動などの団体活動を行うのに最適な保険です。

対象となる事故 グループ活動中の事故、往復中の事故※4人以上の団体・グループで加入ください。

保険期間 平成30年4月1日午前0時～平成31年3月31日午後12時まで

補償内容 補償内容は、加入区分によって異なります。詳しくは、ホームページなどをご覧ください。

問合せ先 スポーツ安全協会鳥取県支部(電話0857-26-7802)

「(仮称)鳥取西部風力発電事業環境影響評価書」の縦覧について

合同会社NWE-09インベストメントが日野町、江府町、伯耆町において計画している風力発電事業に関して、今後の環境調査、予測

および評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を以下の通り縦覧し、意見を受け付けています。※合同会社NWE-09インベストメントは、日本再生可能エネルギー株式会社および日本風力エネルギー株式会社の関連会社として、風力発電所の運用を行うために設立された特別目的会社です。

縦覧書類 (仮称)鳥取西部風力発電事業 環境影響評価方法書

縦覧場所 役場企画政策課および役場黒坂支所

縦覧期間 2月9日(金)～3月12日(月)

意見書 環境の保全の見地から意見がある人は、意見書に氏名、住所および意見を記入の上、締切日までに意見書箱に投函いただくか、次の問合せ先に郵送で提出してください。なお、意見書および意見箱は縦覧場所に設置しているほか、意見書はホームページからもダウンロードできます。

締切日 3月26日(月)

問合せ先 日本風力エネルギー株式会社(東京都港区虎ノ門4-1-28虎の門タワーズオフィス14階)電話03-6452-9693

風力発電事業に係る 縦覧について	
鳥取県西部において、民間の会社が計画している風力発電事業について、ご意見を募集中です。	
民間事業者が鳥取県の西部において計画している風力発電事業に関して、「環境影響評価法」に基づく「環境影響評価方法書」を縦覧致します。	
この図書は、今後の環境調査、環境影響の予測及び評価の方法を取りまとめた図書です。	
また、環境影響評価法（第八条）に基づく「環境の保全の見地からの意見」を受け付	
■提出方法 郵送または持参 【提出・問い合わせ先】 〒683-0351 南部町法勝寺377-1 南部町役場 総務課 ☎663-3112	■受付期間 2月28日(水)※消印有効 1月4日(木) ■縦覧書類 (仮称)鳥取西部 風力発電事業 環境影響評 価方法書 ■縦覧場所 南部町役場 法勝寺庁舎 (企画政策課) 天萬庁舎1階
■意見書 縦覧場所に備え付けの意見 書に氏名、住所及び意見を記入のうえ、意見書箱にご投 函ください。	■縦覧期間 2月9日(金) ～3月12日(月)
■意見書締切日 3月26日(月) 【本件のお問い合わせ先】 日本風力エネルギー㈱ 〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-1-28 虎ノ門タワーズオフィス14 階 担当：高山寛 ☎03-6452-9693	

広報なんぶ 2018.2 No161 14

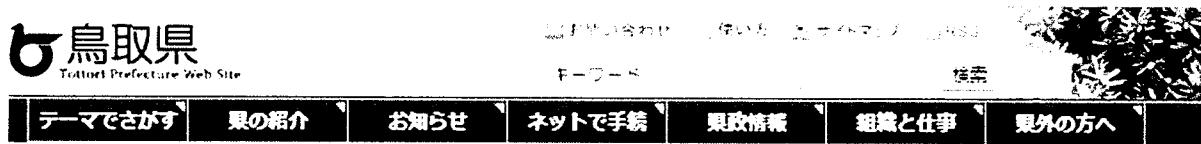
なお、申請手続き等ご不明な点は総務課までお問い合わせください。

環境保全等の見地からご意見をお持ちの方は、以下のとおりご意見をお寄せください。

けております。

○インターネットによる「お知らせ」

- ・鳥取県のウェブサイト



○環境立県推進課

現在の位置: ホーム > 環境立県推進課 > 生活環境部 > 環境立県推進課 > 提携影響評価 > (仮称)鳥取西部風力発電事業

ツイート

(仮称)鳥取西部風力発電事業

2017年9月8日

事業の名称	(仮称)鳥取西部風力発電事業
事業者の名称および代表者	合同会社NWE – 09インベストメント 代表社員 日本風力発電エネルギー株式会社 職務執行者アダム・ヘレンハート・バリーン
主たる事務所の所在地	東京都港区虎ノ門4-1-28 虎ノ門タワースオフィス14階
事業の目的	好適な風況を活かし、安定的かつ効率的な再生可能エネルギー発電事業を行うとともに、微力ながら電力の安定供給に寄与すること、地域に対する社会貢献を通じた地元の振興に資することを目的とする。

事業の概要および手続きの進捗

対象事業の種類・規模	出力14,4万キロワット
対象事業実施予定区域	伯耆町、江府町、日野町、南部町
関係地域	伯耆町、江府町、日野町、南部町
配慮書公告・縦覧(縦覧終了)	公告:配慮書作成したことについて日刊新聞等に掲載(9月7日) 縦覧期間:平成29年9月8日~10月10日まで
配慮書に対する意見書の提出(終了)	(意見期間:平成29年10月10日(火)(当日消印有効)まで)
配慮書に対する県知事の意見(11月8日)	知事意見_(pdf, 354KB)
	配慮書作成したことについて日刊新聞等に掲載(2月9日) 縦覧場所: 鳥取県生活環境部環境立県推進課(鳥取市東町一丁目220) 鳥取県西部総合事務所生活環境局(米子市花町1丁目160)

方法書紹覧公告	<p>伯耆町役場本庁舎（伯耆町吉長37番地3） 伯耆町役場溝口分庁舎（伯耆町溝口647） 江府町役場本庁舎（江府町大字江尾475） 江府町役場山村開発センター（江府町江尾502） 江府町立図書館（江府町江尾1944-2） 川野町役場本庁舎（川野町根雨101番地） 川野町役場黒坂支所（川野町黒坂1243-1） 南部町役場法勝寺庁舎（南部町法勝寺377-1） 南部町役場天萬庁舎（南部町天萬558）</p> <p>紹覧時間： 平成30年2月9日～3月12日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。） 午前8時30分～午後5時15分 また、紹覧期間内は事業者のホームページで電子紹覧が可能です。</p>
方法書に対する意見書の提出	<p>方法書について、環境保全の見地からの意見があるときは、以下の必要事項を記載し、事業者に書面で提出することができます。 （意見期間：平成30年3月26日（月）（当月消印有効）まで）</p> <p>○住所 ○氏名 ○意見（意見の理由を含む）</p> <p>【送付先・問合せ先】 テ105-0001 東京都港区虎ノ門4-1-28虎ノ門タワーズオフィス 14階 日本風力エネルギー株式会社（担当 高山）</p>

[▲ページ上部に戻る](#)

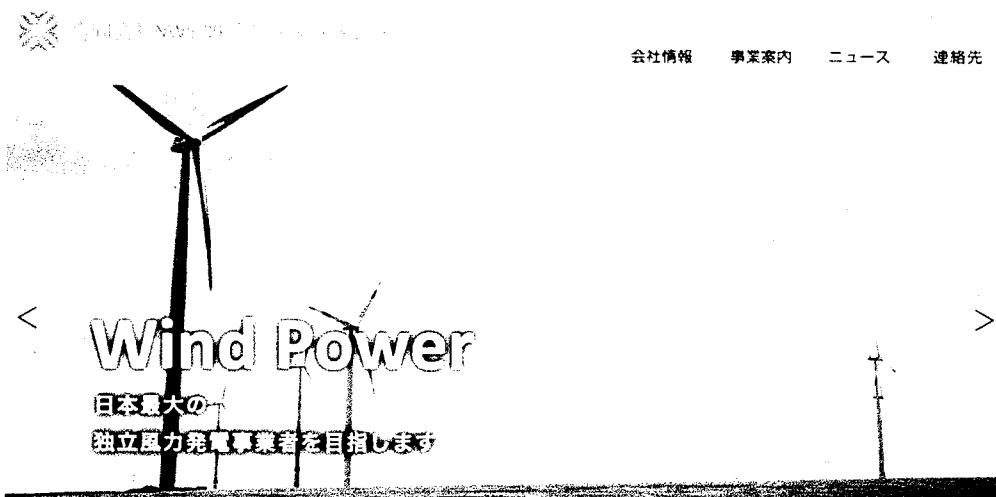
[個人情報保護 | リンク | 著作権 | アクセシビリティ](#)

④ 烏取県生活環境部環境立県推進課

主 手 〒630-3570 烏取県鳥取市東町1丁目220
 電 話 0857-26-7205 ファクシミリ 0857-26-3194
 E-mail sankyouunkan@pref.tottori.lg.jp

・当社のウェブサイト

(1) トップページ



最新情報

- 2018/02/09 (仮称) 新温泉風力発電事業 環境影響評価方法書の説明会について
- 2018/02/09 (仮称) 新温泉風力発電事業 環境影響評価方法書の概要について
- 2018/02/08 (仮称) 島根風力発電事業 環境影響評価方法書の説明会について

新規事業一覧を見る



| 2018年

■ 2018年

2018年2月09日 (仮称) 新温泉風力発電事業 環境影響評価方法書の説明会について

■ 2017年

(仮称) 新温泉風力発電事業 環境影響評価方法書の概要について

■ 2017年

2018年2月08日 (仮称) 島根風力発電事業 環境影響評価方法書の説明会について

■ 2017年

(仮称) 島根風力発電事業 環境影響評価方法書の概要について

■ 2017年

(仮称) 鳴取西部風力発電事業 環境影響評価方法書の説明会について

■ 2017年

(仮称) 鳴取西部風力発電事業 環境影響評価方法書の概要について

■ 2017年

保護主: (仮称) 紀の川風力発電事業 環境影響評価方法書の概要について

■ 2017年

(仮称) 鳴取風力発電事業 環境影響評価方法書の説明会について

■ 2017年

(仮称) 鳴取風力発電事業 環境影響評価方法書の概要について

■ 2017年

(当社のウェブサイト)

(2) 環境影響評価方法書の縦覧についてのお知らせ



（仮称）鳥取西部風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について

投稿日：2018年2月8日

当社は、環境影響評価法に基づき、「（仮称）鳥取西部風力発電事業」環境影響評価方法書、を平成30年2月8日付で経済産業大臣へ提出、鳥取県知事、伯耆町長、仁府町長、日野町長及び南部町長へ送付しました。

環境影響評価方法書について、以下のとおり縦覧を行います：

●方法書の縦覧について

縦覧場所：

- 鳥取県庁（本庁舎・環境立県推進課）
- 鳥取県西部総合事務所（花町庁舎）
- 鳥取県西部総合事務所日野振興センター
- 伯耆町役場（本庁舎及び溝口分庁舎）
- 江府町役場（本庁舎及び山村開発センター）、江府町立図書館
- 日野町役場（本庁舎及び黒坂支所）
- 南部町役場（法縫寺守舎及び天萬庁舎）

縦覧期間：

平成30年2月9日（金）から平成30年3月12日（月）まで
(土、日、祝祭日及び開院日を除く。)

縦覧時間：

役場の開院時間（土、日、祝日を除く）

最近の投稿

- ▶ (仮称) 新温泉風力発電事業 環境影響評価方法書の説明会について
- ▶ (仮称) 新温泉風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について
- ▶ (仮称) 島根風力発電事業 環境影響評価方法書の説明会について
- ▶ (仮称) 島根風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について
- ▶ (仮称) 鳥取西部風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について
- ▶ (仮称) 鳥取西部風力発電事業 環境影響評価方法書の説明会について
- ▶ (仮称) 保護中：(仮称) 島根風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について

・観察時間：

受場の開設時（土・日・祝日を除く）

・観察方法：

観察場所にて、環境影響評価方法書、要約書、お知らせ用紙、閲覧用紙及び意見書箱を設置いたします。

・閲覧用紙の記入：

環境影響評価方法書をご覧になられた方は、お入りになりますご意見の有無にかかわらず、備考欄に用紙に住所・氏名をご記入の上、ご投函ください。

- ▶ 保護中：(仮称) 江の島風力発電事業 環境影響評価方法書の概観について

●インターネットによる閲覧

以下の理由により、該観明間のみ閲覧可能となるキュリティ設定としております。

○ 記事書の著作権保護のため（調査データを活用防止のため）

○ 土地元の著作権保護のため

○ 不正な改ざんを行い、それを公開されるなどを防ぐため

上記をキュリティ設定に伴い、internet explorer(IE)のみで閲覧可能でございます。

(chrome・edge・firefoxなどの閲覧は出来ません。)

各リンクから閲覧ください。

表紙と目次

第1章 事業者ら各種、代表者の氏名及び生年月日、事務所の所在地

第2章 対象事業の目的及び内容

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の状況（自然的状況）

第4章 対象事業実施区域及びその周囲の状況（社会的状況）

第5章 対象段階的論事項ごとの調査、予測及び評価の結果

第6章 記事書に対する経済産業省の意見及び事業者の見解

第7章 対象事業による環境影響評価の項目ごとに調査、予測及び評価の手続

第8章 他の他環境省令で定める事項

第9章 環境影響評価方当事者を含む、当事者等の名称、代表者の氏名及び生年月日、事務所の所在地

要約書

●意見書の送付について

〔依頼〕 岩野西鉄製刃発電事業 意見書記入方法書、について 環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、権利付けの用紙のご意見欄に意見の理由を含めて記入の上、お質問時に権利付けの意見書箱にご持込頂くか、以下の当社宛先までご郵送ください。

〔受付期間〕 平成30年2月9日（金）から平成30年3月26日（月）まで

郵送の場合 3月26日消印有効

〔郵送の場合〕

宛先：〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワースオフィス14階

日本製刃エリギー株式会社 高山 実

ご意見記入用紙はこちらよりダウンロードください。

〔記載事項〕

〔氏名及び住所〕 (法人名の他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び生れる事務所の所在地)

〔意見書の提出の対象である方法書の名称〕

〔方法書について 環境の保全の見地からの意見 (日本語により意見の理由を含めて記載してください。)〕

●お問い合わせ先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワースオフィス14階

日本製刃エリギー株式会社 田中

電話番号 03-6452-9747 (土・日・祝祭日を除く、午前10時から午後4時30分まで)

[会社情報](#) [事業案内](#) [ニュース](#) [連絡先](#) [サイトポリシー](#) [プライバシーポリシー](#)

(当社のウェブサイト)

(3) 環境影響評価方法書の説明会開催に関するお知らせ



| (仮称) 鳥取西部風力発電事業 環境影響評価方法書の説明会について

投稿日：2018年2月8日

当社は、環境影響評価法に基づき、「(仮称) 鳥取西部風力発電事業 環境影響評価方法書」を平成30年2月8日付で経済産業大臣へ提出、県政通知事・伯耆町長、江府町長、日野町長及び南部町長へ送付しました。

環境影響評価方法書や事業概要について、以下のとおり説明会を行いますので、お近くの会場にお越しください。当日ご都合がつかない方は、他の会場での説明会にも参加可能です。

●住民説明会の開催を予定する場所・日時

1. 伯耆町立溝口公民館（鳥取県西伯郡伯耆町溝口652-1）
2月18日（日）13時30分より
2. 日野町山村開発センター（鳥取県日野郡日野町根雨101）
2月24日（土）13時30分より
3. 江府町防災・情報センター（鳥取県日野郡江府町江尾1944-2）
2月25日（日）14時00分より
4. 馬佐良公民館（鳥取県西伯郡南部町馬佐良346-1）
3月2日（金）19時00分より
5. 東長田青年の家（鳥取県西伯郡南部町中223-1）
3月3日（土）13時30分より
6. 南部町総合福祉センターいこい荘（鳥取県西伯郡南部町浅井938）
3月4日（日）13時30分より

●お問合せ先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワースオフィス14階
日本風力エネルギー株式会社 高山
電話番号 03-6452-9410（土・日・祝祭日を除く、午前10時から午後4時30分まで）

最近の投稿

- ▶ (仮称) 新温泉風力発電事業 環境影響評価方法書の説明会について
- ▶ (仮称) 新温泉風力発電事業 環境影響評価方法書の説明会について
- ▶ (仮称) 島根風力発電事業 環境影響評価方法書の説明会について
- ▶ (仮称) 島根風力発電事業 環境影響評価方法書の説明会について
- ▶ (仮称) 島根風力発電事業 環境影響評価方法書の説明会について
- ▶ (仮称) 鳥取西部風力発電事業 環境影響評価方法書の説明会について
- ▶ (仮称) 鳥取西部風力発電事業 環境影響評価方法書の説明会について
- ▶ 保護中: (仮称) 鳥取西部風力発電事業 環境影響評価方法書の説明会について

○意見書（様式）

「(仮称)鳥取西部風力発電事業 環境影響評価方法書」

ご意見記入用紙

「(仮称)鳥取西部風力発電事業 環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、意見書箱にご投函いただくか、次の問い合わせ先へ郵送ください。

※閲覧のみの場合、お名前、ご住所のみを記入のうえ、意見書箱へのご投函をお願い致します。

○意見書の郵送先 〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号

虎ノ門タワーズオフィス14階

日本風力エネルギー株式会社 宛

○意見書の提出期限 平成30年3月26日（月）[当日消印有効]

意 見 書

平成30年 月 日

項目	ご記入欄
お名前 〔法人その他の団体にあっては、 法人名・団体名、代表者の氏名〕	
ご住所 〔法人その他の団体にあっては、 主たる事務所の所在地〕	〒
方法書についての環境の保全の見地からのご意見 〔日本語により意見の理由を含めて記載してください。〕	

注：1. お名前、ご住所の記入をお願いします。

なお、本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱い致します。

2. この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A4サイズ）の用紙をお使いください。